

平成27年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成27年12月16日(水) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 0時12分

場 所 第9委員会室

出席委員 沢田力委員長

立石泰広副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、高橋政雄委員、小林哲也委員、小谷野五雄委員、
田並尚明委員、大嶋和浩委員、安藤友貴委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部長、

西成秀幸県土整備部副部長、松澤潤県土整備政策課長、

富田真樹建設管理課長、柳田英樹用地課長、中村一之道路政策課長、

大島利彦道路街路課長、濱川敦道路環境課長、常山修治参事兼河川砂防課長、

秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

秋山幸男都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、

諏訪修之都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、

吉岡博之都市計画課長、木崎秀夫市街地整備課長、

福島英雄田園都市づくり課長、和栗肇公園スタジアム課長、

五味昭一建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、

清水敏男設備課長

三井隆司下水道事業管理者、大島秀彦下水道局長、菊地仁美下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第114号	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	原案可決
第142号	指定管理者の指定について(戸田公園)	原案可決
第143号	指定管理者の指定について(吉見総合運動公園)	原案可決
第144号	指定管理者の指定について(荒川大麻生公園)	原案可決
第145号	指定管理者の指定について(和光樹林公園)	原案可決
第146号	指定管理者の指定について(新座緑道)	原案可決
第147号	指定管理者の指定について(狭山稻荷山公園)	原案可決
第148号	指定管理者の指定について(まつぶし緑の丘公園)	原案可決
第149号	指定管理者の指定について(権現堂公園)	原案可決
第150号	指定管理者の指定について(特別県営住宅)	原案可決

第151号	指定管理者の指定について（特定公共賃貸住宅）	原案可決
第156号	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

板橋委員

- 1 今回の料金体系の変更による埼玉県への影響をどのように想定しているのか。
- 2 物流業界等に事前にヒアリングしていると思うが、その状況はどのようになっているのか。
- 3 車種区分を変更する具体的な理由は何か。

道路政策課長

- 1 圏央道の料金が引き下げられることで、都心を通過する交通が外側の環状道路に誘導され、沿線の活性化が図られるとともに、都心部の渋滞が緩和される。都心方向へ向かう場合、これまでより短い時間で到着することが可能となる。
- 2 国土交通大臣の諮問機関である審議会の部会において、全日本トラック協会などへのヒアリングが行われている。その中で、トラック協会は割高な圏央道の料金水準を大都市近郊区間の料金水準に平準化してほしいと要望しており、今回の料金改定に反映されている。
- 3 首都圏の他の高速道路と同じ車種区分に統一を図るものである。これにより、中型車や特大車は引き上げられるが5年間は激変緩和措置が導入される。また、大口・多頻度割引は従来30%であったが、5%引き上げられ最大35%まで適用可能になる。

安藤委員

今回の料金改定に伴い、交通量がどのように変化すると予測しているのか。

道路政策課長

今回の料金改定後も首都圏全体の交通量に大きな変化はないと聞いている。

安藤委員

首都圏全体はそうであろうが、圏央道については料金が引き下げられるので、交通量は増加するのではないか。

道路政策課長

詳細なデータは示されていないが、圏央道の料金が引き下げられることで、都心を通過する交通量が圏央道を経由することになり、圏央道の交通量が増加し、都心部の交通量は減少することが想定される。

金子委員

- 1 距離により負担の増減があるようだが、負担増となる24キロメートル以上の利用者の割合はどれくらいか。
- 2 新料金では36キロメートル以上が定額ということだが、36キロメートル以上を新たな上限に設定した根拠はどのようなものなのか。
- 3 激変緩和措置として上限金額を設定したとのことだが、期間はいつまでか。
- 4 5車種区分とした場合の利用割合をどのように想定しているのか。

- 5 中型車や特大車などは負担割合が増えることになるが、運送業への影響をどう考えているのか。

道路政策課長

- 1 24キロメートル以上の利用者は、ETCでのカウントで約4割と聞いている。
- 2 首都高を利用して都心を通過した場合の平均距離36キロメートルを上限値として設定したと聞いている。
- 3 議案では期間を「当分の間」としているが、概ね10年程度と想定している。
- 4 首都高速道路株式会社から、軽自動車等が約7%、普通車が70%、中型車が12%、大型車が9%、特大車が2%と聞いている。
- 5 大型車など割安になる車種もあることから、安くなることも高くなることもあり、全てを勘案すると比較的大きな影響はないと考えている。

金子委員

中型車など車種区分は排気量で区分されるのか。

道路政策課長

中型車とは、車両総重量8トン未満の車両である。大型車は車両制限令で定められた長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ3.8メートル以下の車両である。特大車は、いわゆる特殊車両と呼ばれるトレーラーなどの大型車両に区分される。

小谷野委員

圏央道の料金が大都市近郊区間の料金に統一され、結果的に引き下げられるとのことだが、環状道路へ誘導するためには、もっと料金を引き下げるべきと考える。これまで、そういった議論はなかったか。

道路政策課長

将来は、ETC2.0を活用し、混雑状況に応じて変動する機動的な料金を導入する予定であると聞いている。

小谷野委員

それは良いことだ。これからも都心の交通量が減るように、よろしく願いたい。(要望)

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

飯塚委員

- 1 三郷市が独自に条例を制定することにより、どのような効果が期待できるのか。
- 2 景観行政団体のうち、屋外広告物条例を制定していない市には、県としてどのように対応していくのか。
- 3 県営公園の指定管理者の指定について、指定管理者を公平に選定するために、どのような手順を踏んだのか。
- 4 指定管理者の選定に当たっては、県内企業の育成についてどのように配慮したのか。
- 5 8公園のうち、指定管理者が替わったのはいくつか。替わらないのはいくつか。

田園都市づくり課長

- 1 三郷市は、10月に素案に対するパブリックコメントを実施している。これによると、市景観計画で重点地区に指定している三郷中央駅地区と新三郷ららシティ地区を特定地域として指定して、県条例より厳しい規制をかけることとしている。また、禁止地域については、県条例で規定されている地域に、市文化財保護条例により指定された建造物とその周辺のうち市長が指定するものを追加することとしている。このように、市の景観行政と一体となった屋外広告物行政を行うことができるようになる。
- 2 現在、景観行政団体のうち屋外広告物条例を制定していない市は、三郷市を含めて8市ある。市の景観行政と一体となった屋外広告物行政が望ましいことから、三郷市以外の7市に対しても条例を制定している市の先行事例を紹介するなど、機会を捉えて条例の制定を働き掛けていく。

公園スタジアム課長

- 3 公募に係る募集要項を記者発表するとともに、県ホームページで公表し指定管理者の募集を広く周知した。募集開始から申請書締切までの期間を1か月間とするとともに、募集要項についての概要説明会、公園の現地説明会を開催して新規参入者も入りやすいように配慮した。候補者の選定に当たっては、外部有識者を含めた指定管理者候補者選定委員会を設置し、複数の委員により選定した。選定手順は、一次審査で申請書の書面審査を行った後、ヒアリング及びプレゼンテーションによる二次審査を行った。審査に当たっては、事業計画、収支計画、緊急事態の対応などについて審査基準を設けた上、評価項目ごとに点数化して評価した。このように選定を行って最も優れた候補者を指定管理者とする議案を提出したものである。
- 4 県としては「県内事業者でできることは県内事業者に任せる」という方針の下、応募に当たっての参加資格を次のとおりとした。緑地主体の総合公園や緑地公園については、主な業務が園地管理であり、県内業者が管理運営できることから、本店が埼玉県内に登記されている法人等とする条件を付けた。漕艇場などの特殊施設や複数の運動施設を有する公園については、管理運営を行う特殊技能が求められるので、広く県外事業者も募集可能としたが、条件として埼玉県内に何らかの事業所を置く法人等とした。
- 5 指定管理者が替わったのは、和光樹林公園だけである。和光樹林公園の指定管理者候補者は代表企業が有山造園という和光市に本店がある事業者を選定した。

板橋委員

- 1 第150号議案及び第151号議案について、住宅供給公社を指定管理者に随意指定する理由として、同公社は、家賃収納率の向上、高齢者見守り活動等に積極的に取り組んでいるとのことだが、具体的な取組内容を説明していただきたい。
- 2 県営住宅については、公営住宅法に基づく管理代行制度により住宅供給公社に管理を行わせる予定とのことだが、指定管理と管理代行はどのように違うのか。

住宅課長

- 1 公社では家賃の滞納1か月目から電話による督促を行うとともに、滞納月数に応じたきめ細かい督促を行うことにより、滞納家賃の回収に努めている。その結果として、県営住宅の家賃の収納率は平成26年度で全国第2位の高い率となっている。高齢者の見守り活動として、孤立死を防止するために単身高齢者に対する電話による定期的な安否確認や万が一の場合、部屋にすぐ入れるよう合鍵の預け先を公社に登録してもらう取組

を行っている。

また、地域で支え合う共助の取組として、新聞事業者などが団地を訪問し入居者の異変に気付いた場合に公社に通報してもらう見守りサポーター制度を創設し、見守り活動を推進している。

- 2 管理代行は、県内に約300団地ある一般の県営住宅について、公営住宅法に基づき適用される。一方、指定管理は地方自治法に基づく制度で、特別県営住宅や特定公共賃貸住宅を含めて公の施設に広く適用される。管理代行は、公営住宅法に基づき住宅供給公社や市町村などに限り管理事務を県に代わって行うもので、本県では埼玉県住宅供給公社が管理代行を行っている。管理代行は、公営住宅法の規定により指定管理では認められていない入居決定や明渡し請求などの権限業務を含む幅広い業務を委任できる。このため、管理代行では業務の効率化・サービスの向上が期待できる。

板橋委員

ノウハウやスケールメリットから公社に随意契約とすることは分かった。業界団体などに、エリアをいくつかに分けて指定管理を打診するなどの方法もあると思うが、部内で検討したのか。

住宅課長

特に県から打診はしていないが、業界団体から管理業務を行いたいという話も聞いていない。

板橋委員

部内で検討したのかと聞いている。

住宅課長

地域分割による指定管理については、県北や秩父地域などでは都市部とは異なり民間事業者の需要がないと思われる。また特定公共賃貸住宅は県営住宅に併設されているものが多く、公社に管理を任せることにより効率的に管理を行うことができる。

都市整備部長

指定管理者制度の導入当時に民間事業者も含めて検討した経緯があったが、住宅課長が説明したような理由から公社が有利であるので随意指定とした。

田並委員

公社は家賃収納率の向上に積極的に取り組んでいるとのことだが、担当者によって収納などの対応水準が異なる。誰もが高い水準で対応できるよう収納のノウハウ等の研修を行っているのか。

住宅課長

公社の内部で収納率の向上やクレーム対応等について研修を実施し能力の向上を図っている。今後も公社の各担当者が良い対応となるように公社を指導してまいりたい。

中川委員

- 1 随意指定は好ましくなく賛成しづらい。公社が民間より有利であるなら指定管理者を

公募して、そこで勝てばよい。特定公共賃貸住宅の指定管理者も公募にできるのではないか。

- 2 特定公共賃貸住宅の入居率は、近県と比較するとどうなっているか。
- 3 他県の特定公共賃貸住宅の設置状況、廃止の状況及び時期を説明していただきたい。
- 4 特定公共賃貸住宅を廃止して県営住宅にする場合、民業を圧迫しないよう県営住宅の戸数を増やすことなく廃止していく考えはあるのか。

住宅課長

- 1 特定公共賃貸住宅の指定管理について、制度上公募は可能である。
- 2 特定公共賃貸住宅は、関東甲信越で4都県が設置しており、入居率は東京都が86.4%、千葉県で63.5%、山梨県で94.3%、埼玉県では67.7%である。
なお、山梨県は平成26年度に特定公共賃貸住宅の空き住戸を県営住宅に準じた住宅に転用しているため、入居率が高くなっている。
- 3 特定公共住宅は27都府県で設置されており、11府県でいずれも空き住戸等を廃止し、県営住宅に準じた住宅に転用している。一番早く廃止した県の廃止時期は平成17年度である。
- 4 県営住宅の整備戸数は建替えにより確保していくが、特定公共賃貸住宅を県営住宅に転用した場合には、その戸数も県営住宅の整備戸数に含めていく。

中川委員

- 1 県営公園は県庁の最大の顔であると考えますが、公園で県の施策をPRしないのか。
- 2 県として公園全体の運営や遊具の設置については計画していないのか。
- 3 金がなくてもできることはあると考える。例えば、公園で園芸業者によるガーデニングの展示会を開いてもらう代わりに公園の維持管理をしてもらうといったことは指定管理者制度上でできないのか。
- 4 ロードサポーターなど市民参画の事例があるが、指定管理者制度の中で市民が公園の管理をすることができるのか。

公園スタジアム課長

- 1 現在のところ、指定管理者が管理する公園では県の広報をお願いしていない。県直営の大宮公園では、野球大会の際に交通安全や薬物乱用防止について広報している。今後、指定管理者が管理する公園においても県の施策を広報していきたい。
- 2 運営計画については、指定管理者に任せている部分が多い。県営公園には特色のある様々な公園があるので、県も積極的に参画し、公園の特色を生かして賑わいを創出していきたい。なお、遊具の設置については計画していない。
- 3 ガーデニングなどについて市民に協力してもらうことは制度上可能である。県としても今後、指定管理者と協議していきたい。
- 4 市民に管理をお願いすることは可能であるので、県や指定管理者が市民団体等と話し合いの場を持つようにしていきたい。

中川委員

以前、狭山稲荷山公園では自衛隊機や車を展示し、物づくりの街であることが演出されていた。県、指定管理者、市の間で地域特性を生かすような取り決めがされているのか。

公園スタジアム課長

地域特性を生かしていくのは大事なことである。例えば、羽生水郷公園では、ムジナモの保存会と指定管理者が協力して講習会を実施するなど地域特性を生かした取組をしている。県と指定管理者の契約には書かれていないが、県としても運営に関して積極的に参画し、今後地域特性を生かした取組をしていきたい。

【付託議案に対する討論】

金子委員

第156号議案について、反対の立場で討論をさせていただく。

現行の高速自動車道の近郊区間の料金を統一され、経路によらずに最短距離を基本料金とすることで利便性が図られることは歓迎するが、利用料金の激変緩和措置が設定されているとはいえ、利用者の負担増につながる。

また、車種区分を5車種とすることで新たに設定される中型車が普通車の1.2倍の料金となり、運送業など中小事業者への経営に大きな影響を与えるため、反対である。

中川委員

第156号議案について、賛成の立場で討論をさせていただく。

埼玉県内の事業者にとって有益であるとともに、事業者向けの割引制度も設定されている。さらに、渋滞が解消されることで無駄なエネルギーの排出が抑制され、地球温暖化防止に寄与することから、本議案には賛成である。

第151号議案については、賛成ではあるが、特定公共住宅などの随意指定については、ゼロベースで見直していただきたい。

また、第142号議案から第149号議案については賛成ではあるが、埼玉県は公園の管理運営について、ソフト面が弱いという自覚を持ってよりきめ細やかな対応をお願いしたい。